

放射線被ばくを理解するためのシンポジウム ―ビキニ環礁水爆実験等―

◆指定発言

「元船員の聞き取り調査から」

濱田郁夫

<1> ビキニ核実験とその被災船と船員数

(1)太平洋核実験

ビキニ島での実験は、1946年のクロスロード作戦、1954年のキャッスル作戦、1956年のレッドウィング作戦、1958年のハードタック作戦がおこなわれている。1954年のいわゆる「ビキニ水爆実験」は、日本のマグロ漁船第5福竜丸が被ばくしたということで、キャッスル作戦の中の「ブラボーショット」を指すことが多い。またその実験は、核出力が15Mtという格段に大きな規模であったということもあり、大きく報道されている。そのことが逆に、戦後の核実験はそこだけだったかのような印象があるが、「ビキニ水爆」というのは、その一連の中の一つである※1。

核被害者の立場からしても、遭遇したのは1954年3月1日のブラボーショットだけではなく、キャッスル作戦全体をさすべきであるし、さらに一連の核実験全体によって危害を蒙っている。太平洋上での核実験は、1954年以後も繰り返されている。そのことを考えるならば、1945年の広島・長崎からはじまり、1962年まで行われた「太平洋核実験」ということで整理すべきである※2。

※1 広島に投下された「リトルボーイ」の各出力が15ktであり、「ブラボーショット」はその1000倍の大きさがかった。ちなみに、キャッスル作戦全体では48.2Mt。

※2 1963年に部分的核実験禁止条約が111か国で調印された。正式名称は「大気圏、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約」。これにより1963年以降は地上での核実験は基本的に行われていない。

(2)太平洋核実験による被災船の概算

第五福竜丸が大きくクローズアップされたことや、政府が第5福竜丸以外の被ばくの保障を全くしてこなかったということもあり、あたかも被害は第五福竜丸だけであったかのような印象もつくられている。しかしながら、太平洋上でマグロはえ縄漁業を行っていた船は第5福竜丸だけではない。

○1954年損失を受けた漁船 1423隻

1954年当時太平洋上で操業していた漁船は1423隻である。この数字は「自治庁」（現在の自治省）税務部長が各都道府県総務部長に当たった「水産業者に対する昭和29年度分の個人事業税の徴収猶予について」という文書に見ることが出来る。そこには次のように記されている「水産業者の中には、本年三月中旬におけるビキニ環礁海域の爆弾実験に因り被爆魚類が生じたことによって、直接その事業に相当の損失を受けたものもあるようであるから、これらの者については、その実情を調査の上必要に応じ地方税法第16条の2の規定による徴収猶予の規定を通用するなどの方法により徴税の適性を期するように致されたい。」とある。つまり、核実験によって何らかの被害をうけたものは減税などの措置をする、ということである。そして、「漁業

経営者の受けた補償金」という一覧表には船名と船主名、補償金額が記される欄があり、備考の欄に累計があり「総合計」として「1423 隻」となっている。ただ、これらの船は、「徴税猶予」を受けた船であり、厳密には直接的な被害をうけたものであるとは限らない。

○汚染マグロを廃棄した船の数 992 隻

被災船を考えるもう一つの数字は、「ビキニ被災事件に伴う慰謝金配分(昭和 30 年 4 月 28 日閣議決定)」という文書の中に「廃棄漁船 992 隻の海上投棄、陸上埋没の所要経費」というものがある※1。これは、1954 年の 4 月から 12 月までに水揚げされたマグロが 100 カウント/m 以上の汚染マグロであった場合、海上投棄などさせられた船に対して、「廃棄経費」として計上されたものであり、逆に言うと、この 992 隻の船が汚染したマグロを水揚げしたということになる。つまり、この 992 隻は直接マグロと同じように被ばくしたと考えるべきだろう。ただし、この数字は、延べ数である。

○被災船舶の実数 2014 年 9 月 19 日厚生省の開示資料 第 5 福竜丸以外 473 隻

「船員の被ばくに関する厚生労働省の認識 今回見つかった船舶(延 556 隻、実数 473 隻)の放射能の検査結果は、国際放射線防護委員会(ICRP)による放射線量の国際基準を大幅に下回っている。」

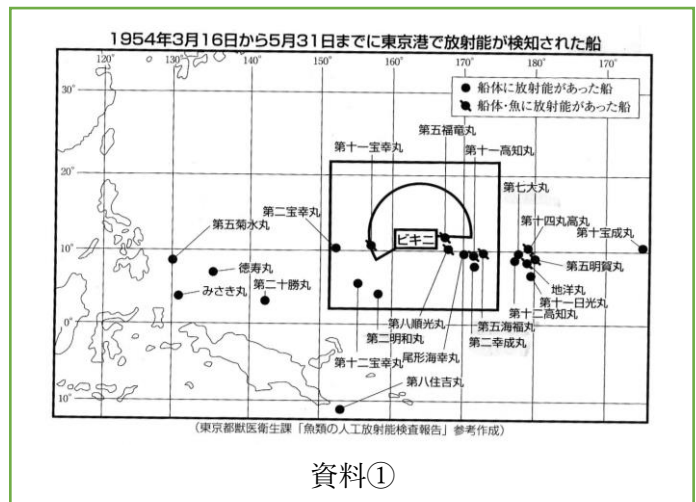
※ 2014 年 9 月 厚生労働省の文書開示 記者会見の時に記者だけに配布された資料より。

○高知県のマグロ船 179 隻

当時の高知県のマグロ漁船は何隻なのかということについては、「ビキニ原水爆慰謝料最終配分表」(高知県鯉鮪漁業協同組合 昭和 32 年 10 月)によると 179 隻を数えることが出来る。

(3)被災船員の数について

当時の 100 トン前後のマグロ船の乗組員は 20 人前後である。単純に掛け算するならば、高知県の場合 179 隻×20 人=3580 人ということになる。



※1 三宅泰雄・檜山義夫・草野信男監修「(新装版)ビキニ水爆被災資料集」東京大学出版会 2014 pp456-457 参照。

< 2 > 核実験の被ばくの三つのケースとその状況

マグロ船の被ばくしたケースについて、次のように三つのグループで考えてみる。(資料①参照)

1) ビキニ実験当時 ビキニ環礁の近くで操業している船

一つ目は、1954 年 3 月～5 月にかけてビキニ島で行われた実験の時に、第五福竜丸と同じく、近くで操業していた船である。室戸の船でいうと、第 2 幸成丸(157 t)、第五海福丸(157t)、第 7 大丸(157t)、第 7 孝栄丸(125t)、第 5 明賀丸(157t)などである。これらの船は当時としては比較的大きく、直接マーシャル海域にまで漁に行くことが出来た船ということが出来るだろう。

この5隻に乗船していた船員の病歴の調査を行ったところ、第2幸成丸以外でがんの発症率が高くなっている。特に第5明賀丸は77%と高い。(資料②)

(1)第7大丸(157 t)

○航路及び帰港してからの記録と証言

- ・1954年2月15日焼津を出航し、3月3日よりビキニ島東海域(N9度~10度 W178度~179度)で操業。
- ・海上保安庁の作成した航路図によると「3月1日のブラボー実験の爆発時にはビキニ環礁の東方約1200kmを航行中であり、爆発の約50時間後に爆心から約1500kmの位置で、及び爆発の約やお時間後に爆心から約1600kmの位置でそれぞれ極地放射性降下物、対流圏放射性降下物に遭遇したと推定される」※1。
- ・当時の様子については山本船長や久保機関長は降灰があったことを証言している。また食事系の柳原は大きな黒い雲が出ていたことを証言している。
- ・さらに、船員たちはその降灰をかき集めたり、中には口にしたものもいたという。その船員は肝臓がんで早く亡くなった。(山本船長)
- ・3月9日に漁を切り上げ帰路に就くが、途中機関故障のため3月13日から3月22日までウェーク島に寄港している。航路図によると操業場所からウェーク島まではかなりビキニ環礁に接近している。ウェーク島で船体洗浄を行った。
- ・ウェーク島では体を検査され、頭髪や詰めを切られ体や船を洗ったことが証言されている。注目されるのは「私は下痢がひどく食べたものがそのまま出てしまう状態でした」というところで、被爆の初期症状であると思われる。下痢は船員にもあったようで「船員は下痢のため匂う。本人には自覚がなく垂れ流し。薬をもらうが効果はない。」と証言(山本栄治船長 1988)している。
- ・4月1日に東京築地に入港している。船員は上陸を許されないまま、検査員が乗船し放射能検査を受けている。当時の新聞では「東京第1国立久里浜療養所より検査官が浦賀に行き精密検査を」(高知新聞 1954.4.4)と報道されている。
- ・東京衛生局の調査記録によると「船体各部130~200カウント」「マグロ海洋投棄6000貫」「全員白血球減少」と記録されている※2。
- ・外務省の記録には「人体:19人から反応あり(10以下から~435カウント)、反応なし7人。※反応のあったものについては頭髪を全部刈り取るよう指示」と書かれている※3。

船名	船員数	病歴確認者数	癌発症者数	癌発症率	他の疾病
第7大丸	23 ~ 26	13	8	62%	他 胃潰瘍1 白血球減少1
第2幸成丸	23 ~ 26	19	5	26%	肝硬変2 心臓疾患6
第5海福丸	23 ~ 26	12	6	50%	歯ぐきから出血1 甲状腺治療1
第7幸栄丸	23 ~ 26	8	5	63%	心疾患1 脳梗塞1
第5明賀丸	(35)	13	10	77%	※(35)は調査対象

資料② 核被災支援室戸の会の調査による

※1 社会保険審査会「平成30年(船)第509号 裁決書」令和元年9月30日 pp5-6

※2 厚生省指定5港での調査記録より

※3「第7大丸乗組員の人体に対する放射能の検査結果に関する件」(1954年4月6日外務省宛 ※厚生省乳肉課係員からの通報を受けた海保が外務省に漁船の検査結果を通報する文書。資料は2013年外務省開示。

○聞き取りデータ

第7大丸については、1989年より元船員と遺族に聞き取り調査を行ってきた。その中で病歴がわかっているものの中でがんの割合は13名中8名であった。その他にも胃潰瘍、心臓疾患などの疾病があった。

- ・Oさん 船の部屋の隅から120カウント。スコールで体を洗う。51歳胃潰瘍手術、66歳大腸がん手術。子どもさん白血病。
- ・Mさん 48歳肝臓がん死亡。

(2)第5明賀丸(157t)

○操業地

- ・N10、E180 ビキニ環礁東方海域で主に操業。

○当日検査

- ・1954年4月25日に東京に入港。当日検査により、船体コンパスから2000~2500カウント。上甲板ライント~1500カウント。マグロ類12000貫のうち1280貫(マグロ他118本)を海洋投棄。※1

※1 東京都衛生局「魚類の人口放射能検査報告」

○国立医薬品食品衛生研究所の報告書には「4月25日に研究所で検査された第5明賀丸のカツオからは、腎臓70、肝臓35、胃30カウント程の汚染が記録されている。

○元船員(除本幸松)の証言

- ・帰港して、築地では白衣を着た人が3、4人船に乗ってきた。検査機がガーガー鳴りよった。
- ・1964年下船。1985年手のひらと甲の手術。ヘルニア、胃潰瘍を2年患い、腸の薬を4、5年飲んだ。
- ・歯の検査(2014年)に提供。 319ミリシーベルト(広島原爆の爆心地より1.6kmでの被ばくに相当2015星正治)

2) フィリピンの東海域

室戸のマグロ漁船の多くの船は、このフィリピンの東海域で操業していた。この海域で操業していた船員の多くは「ビキニから遠く離れていたので関係ないと思う」とこたえている。

この海域で操業していた船は、この海域が危険であるという認識はなく、繰り返し出漁していることがわかる(資料③)。例えば司丸は、4月から12月の間(厚生省の調査した期間)に大阪に3回、東京に2回の入港記録がある。1航海40日として200日の間汚染された海の上で生活していたことになる。海のしぶきを受け、風呂代わりにスコールを浴び

	入港			船籍	北緯	~まで	東経	~まで
90	大阪	5月22日	須美丸	室戸	10	11	129	130
110	大阪	7月1日	須美丸	室戸	10.1	10.3	141	
122	大阪	8月29日	須美丸	室戸	7		129	130
141	大阪	10月8日	須美丸	室戸	10		127	
149	大阪	11月15日	須美丸	室戸	121.4		116	
36	東京	9月19日	司丸	室戸	7		140	
49	東京	10月29日	司丸	室戸岬	36		153	
72	大阪	4月10日	司丸	室戸岬	1	10	127	129
94	大阪	5月27日	司丸	室戸岬	9	12	127	129
158	大阪	12月22日	司丸	室戸岬	5		136	
91	大阪	5月24日	第7蓮美丸	室戸	4		140	
111	大阪	7月4日	第7蓮美丸	室戸	13		127	
137	大阪	9月29日	第7蓮美丸	室戸	5		126	
159	大阪	12月23日	第7蓮美丸	室戸	3.5	4	135	136

資料③ 東京・大阪に入港した室戸の漁船の操業場所(厚生省の検査により作成)

るという生活である。食事は、その多くがマグロの刺身であった。中には、コメを研ぐのに海水を使っていたという証言もある。

「この海域で多く漁をしていた」(田中廣船長)という第5良栄丸(63.34 t)は聞き取り調査をして病歴が明らかになった10名のうち5名は癌の発症がある。先に紹介した田中廣船長は次のように証言している。「昭和29年当時は、24歳で、第5良栄丸には船長として乗っていた。大阪に入港した時に47本のキハダマグロがガイガーに反応した。徳島沖に捨ててくれと言われたが、土に埋めるといった。第5良栄丸は、マグロ専用の船で、一航海約40日くらいで、年間6航海くらいしていた。良栄丸に乗っていた方は、がんで亡くなる人が多いという認識はある。しかし、当時は水爆が怖いという意識はあまりなかった。」(聞き取り 2016.7.24 調査者 濱田)。

3) 1957年～58年クリスマス島での水爆実験

1954年のビキニ水爆実験が内外で大きな批判的になったにもかかわらず、核実験は続けられていた。1956年にはレッドウィング作戦という名で17回(総出力20.92Mt)の実験がおこなわれた。そして1957年にはイギリスがクリスマス島において核実験を実施した。このことをめぐって当時は、高知県内の各市町村議会から抗議の議決があげられ、全国的にも大きな抗議運動がおこった※1。

ここで重要なことは、その海域では1954年以降もマグロ漁の操業が繰り返し行われていたということである。操業していたのは主に室戸岬船籍が多く、「クリスマス島を普段の漁場としている船が20数隻。現に10隻ほどが周辺のサモア島付近で操業しており、さらに3隻が出漁を準備している」(高知新聞1957.4.29)。さらに朝日新聞によると「クリスマス島東方に60～70隻、高知からも5隻」操業していると報道されている(朝日新聞1957.5.16)。

「遠洋」No.48(室戸岬船員同志会発行1958.12.01)という機関誌に「1958年度活動中間報告」という活動日誌の中に次のような記載がある。「8月11日 第11加取丸船員の一部、頭痛・下痢の病状を訴え太平洋上における相次ぐ水爆実験があり、一応最悪の事態を考え精密検診を行うことを決定、二班に分かれて船員保険東京中央病院にて受診できる手配をとり、早速7名検診、結果判明は後日になるとのこと、残りの人員は明日受診」。ここに記載されているように、相次ぐ水爆実験に組合としても神経を使っている様子がわかる。翌日には病院から「異常なき旨連絡ある。一応安心し残り全員山村書記同伴中央病院へ」という記載があり、11日に検診したものは異常がなかったということである。ところが15日にはもう一つの班の受診結果の報告があり「二名要注意、今後の厳密なる検査に寄らなくては如何ともいえぬが、一応再検診を要するとのこと」であった。さらに8月18日には「第7幸鵬丸、第5寿々丸船員二名原因不明のまま体の調子が悪いとのこと、小松書記同行横須賀共済病院にて診断 異常なし。」との記載がある。第7幸鵬丸はクリスマス島海域を漁場にしていただる船である。横須賀共済病院にて診察を受けたところ異常はなしということであった。しかし、同志会の書記が同行するというのであるから、同志会としてもかなりの危機感があつたと思われる。幸い、異常はなかったということではあるが、何らかの体調異変が起きていたことと思われる。

※1 高知新聞1957.4.14付。ちなみに「クリスマス島水爆実験阻止高知県実行委員会」の委員長は溝淵増巳知事。

<3> 被ばくの実態の調査を早急に実施する必要がある

○ここ数年、元船員さんが亡くなることが多く、遺族の方から聞き取りをすることが多くなっている。次のような言われ方を聞きます。

- ・「船のことはほとんど語りませんでした。」
- ・「休みの時に帰ってきても、具合が悪いからと横になっていることが多かった。どうしてこんなに体が悪いがと思ひよったです」「ほんとに歯が弱るのが早かったです」「ぎっちり高知の病院に通いました」
- ・「船員はお酒はあまり飲みません。」

○平成元年に保健所がつくった統計データを見ると、死因はガンによるという数値が高い。

○被ばく漁船員の実態調査を早急に丁寧に行う必要がある。

◆参考

1)高知地裁判決 2018.02.16

- ・被ばくしたという事実はある。しかし、健康状態の悪化が被ばくによる結果であることを離床するのは、困難を伴うものであることが否定できない。
- ・補償のための法的な根拠はない→立法府及び行政府による一層の検討に期待するほかない

2)労災の申請にたいして

- ・業務中における傷害
- ・審査において、申請者への聞き取りを一度も行っていない。

3)黒い雨裁判

- ・「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することが出来ない事情の下に置かれていた者」
これに該当すると認められるためには、そのものが特定の放射線の曝露態様の下にあったこと、そして当該曝露態様が「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することが出来ないものであったこと」で足りる。

4)強制不妊訴訟

「除斥期間を規定通りに適用すれば『著しく正義、公平の理念に反する』と判断。」

(高知新聞 2022.02.27)